

鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨にのっとり、飼い主がいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊又は去勢のための手術を受けさせる取組を支援することにより、野良猫の繁殖を抑制し、もって生活環境を保全するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的として交付する。

(補助対象者等)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、市内において捕獲した野良猫に対し、県内で開業する動物病院において、不妊又は去勢のための手術（不妊又は去勢のために獣医師が必要と認める手術をいう。以下「補助事業」という。）を実施したものとする。この場合において、補助対象者は、当該補助事業に併せて、当該野良猫の耳先の一部を切除する手術を実施しなければならない。

(補助金の交付額)

第4条 本補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く）の100分の70に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、野良猫1匹につき10,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付の申請は、補助事業を実施する前に行わなければならない。
2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) その他補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(免責)

第10条 市は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。